

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の時間外勤務手当に関する規則

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第15号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、職員の時間外勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給割合)

第2条 条例第16条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第16条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第16条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第16条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(条例第16条第3項の規則で定める時間)

第3条 条例第16条第3項の規則で定める時間は、割振り変更前の勤務時間（同項に規定する割振り変更前の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務した週における条例第17条第1項に規定する休日勤務手当の支給されることとなる勤務の時間数に相当する時間（当該時間が割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間を超える場合は当該全時間）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。